

企業年金連合会における通算企業年金の予定利率の変更について

平成29年1月18日

企業年金連合会

企業年金連合会では、厚生年金基金及び確定給付企業年金が中途脱退者等に対して支給する脱退一時金等を原資として年金化する「通算企業年金」事業を行っています。この通算企業年金は、中途脱退者等ご本人が当該一時金等を当連合会に移換し年金化することを希望された場合に、当連合会が基金等から当該一時金相当額を受換することにより支給されます。

このたび、本年4月1日より、当年金の年金額算定基礎となる予定利率を変更することになりましたのでお知らせします。

受換時年齢	予定利率	
	平成26年10月1日から平成29年3月31日までに中途脱退して加入資格を喪失した方等	平成29年4月1日以降に中途脱退して加入資格を喪失した方等
45歳未満	2.25%	1.50%
45歳以上55歳未満	2.00%	1.25%
55歳以上65歳未満	1.75%	1.00%
65歳以上	1.50%	0.50%

新予定利率が適用になるのは、平成29年4月1日以降に厚生年金基金及び確定給付企業年金を中途脱退して加入資格を喪失した方等になります。

【変更理由】

通算企業年金の予定利率は、長期の国債の応募者利回りの動向等を踏まえて設定しているところです。日本の長期金利は、日銀により平成28年1月末にマイナス金利政策の導入が決定され、さらに、同9月に10年国債金利のゼロ誘導が決定された中で、以前の状況を超える可能性は相当低いと考えられることから、直近の長期の国債応募者利回りの動向を踏まえ予定利率を見直すこととしたものです。

詳細な規約変更理由はこちらの資料の37ページをご覧ください。

→ https://www.pfa.or.jp/gaiyo/kiyakukitei/files/kiyakuhenkou_h290117.pdf

(問い合わせ先)

数理部 責任準備金算定室 齋藤、大栗

TEL 03-6704-0869 FAX 03-5401-8727